

諮問庁：文化庁長官

諮問日：平成30年4月25日（平成30年（行情）諮問第206号）

答申日：平成30年8月1日（平成30年度（行情）答申第211号）

事件名：特定期間に特定宗教法人関係者と面談した事実に関する記録等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる請求文書1ないし請求文書3（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙2に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月25日付け29庁文第107号により、文化庁長官（以下「文化庁長官」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求に係る処分の内容

処分庁による原処分に関し、開示された①特定年月日C付で文化庁宗務課長が特定地裁特定支部に提出した「報告書」及び②特定年月日D付で特定宗教法人が文部科学大臣に提出した「宗教法人規則変更認証申請書」の2点を除く、不開示とされた別紙1に掲げる文書。

イ 審査請求の趣旨及び理由

（ア）請求文書1について

今回、処分庁が開示請求対象として特定している文書は全体のごく一部にすぎないので、全体を開示対象として開示してください。

すなわち、行政文書開示決定通知書にいう「報告書」とは上記①「特定地裁特定支部に提出された報告書」と考えられます。しかしながら、請求文書1の対象となる文書がこの1点だけということは

到底あり得ません。文化庁長官名で届いた、平成29年4月5日付「開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）」（29庁文第3号）は開示決定を延期する理由として、「開示対象となり得る文書が膨大であり、その特例及び開示の可否の審査等に相当の時間を要する」と述べていました。よって、開示対象は実際に開示された上記①の報告書だけではなく、他に膨大な行政文書が存在するはずです。

一例を挙げれば、上記①の報告書の中には、特定年月日Aから特定年月日Bの間に少なくとも特定回、宗務課が教団関係者に面接して活動状況を聴取した旨の文章があり、この聴取に関する記録があることは明白です。さらに、それ以降の特定年月日Bから宗教法人規則変更の認証申請が行われる特定年月日Dまでに特定宗教法人職員又は代理人（顧問弁護士）その他関係者との面接が全くなかったとは考えられません。つまり、今回の通知書の引用「A」（原文ママ）は、わずか1点の文書を開示することによって、当方の請求全体に対する説明を恣意的に回避しようとする意図があるとしか思えません。

「報告書中の事件番号」は「個人情報」（法5条1号柱書き）に該当しません。「報告書中の個人名」というだけでは「個人情報」（同号柱書き）に該当しません。どのような立場の誰の個人名かによってはこれに該当しません。団体名や団体の略称については、同条2号イの条文を引用しているだけで、これに該当する理由が書かれていません。

（イ）請求文書2について

行政文書開示決定通知書は、まず「特定宗教法人から名称を「特定名称」に変更したい旨の規則変更認証を申請された際に、文部科学大臣等に行った説明の資料」に関して不開示とすると述べています。

しかし、これは当方が平成29年4月26日付けで審査請求を求めた内容であり、情報公開・個人情報保護審査会において「平成29年（行情）諮問第318号」として審査が行われるものであり、全く的はずれな理由となっています。

請求文書2で当方が開示請求をしたのは、「平成10年1月から平成27年6月までの間、特定宗教法人は文化庁に対して複数回、名称を「特定名称」と変更したい旨を電話などの口頭、あるいは郵便・ファクス・メールなどの文書を通じて伝えている。その規則変更認証の件に関して、文化庁がその都度作成し、保存している全ての文書、図画及び電磁的記録など。行政文書ファイルに入っていない

くても文化庁内で共有したメモ、パソコンあるいはサーバー内に保存している関連資料も含む」というものです。この開示請求に対しては、何ら不開示の理由を示していません。

次に、行政文書開示決定通知書は「法務省への照会文書」について不開示と述べています。しかし、当方は「法務省への照会文書」と特定して開示請求したことはありません。したがって、請求文書3に関する不開示の理由としては全く的はずれなものです。

なお、この「法務省への照会文書」なるものは下記（ウ）に含まれるべきものです。もちろん当方としては、これも開示請求の対象となります。それを前提に意見を述べるならば、行政文書開示決定通知書はまず法5条5号を挙げ、「国の機関の内部又は相互間における検討若しくは協議に関する情報であって、これを公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため」云々としています。しかし、これは条文の引用にすぎず、理由の付記がありません。

しかも、今回は、宗教法人の名称を変更するだけの申請であり、「率直な意見の交換」あるいは「意思決定」といった性格のものではありません。全てを開示しても、今後の認証業務に支障があるとは到底考えられません。

（ウ）請求文書3について

今回、処分庁が開示請求対象として特定している文書は全体のごく一部にすぎないので、全体を開示対象として開示してください。

すなわち、処分庁は、上記②「宗教法人規則変更認証申請書」を開示しましたが、当方の開示請求の内容は、「平成25年1月から平成27年6月までの間に作成された、特定宗教法人から「特定名称」への名称変更に関する請求文書1と請求文書2以外の全ての記録。行政文書ファイルに入っていないくても文化庁内で共有したメモ、パソコンあるいはサーバー内に保存している電磁的記録など。庁外から受けた連絡のメモなども含む」で、これに対して、処分庁の「開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）」（29庁文第3号）において「開示対象となり得る文書が膨大」とありますから、そこに含まれるものがこの申請書1点だけということはありません。

また、不開示理由は条文を引用しているだけで、理由の付記がなされていません。

ここまで、行政文書開示決定通知書に示された対応がいかにも不適切であるかということと、いかなる不開示の理由の付記もなされていないことを指摘いたしました。

次に、宗教法人の規則変更は極めて事務手続的な審査であることを指摘いたします。

宗教法人の名称変更は許認可業務ではありません。文化庁は基本的に、宗教法人が提出した書類が所定の手続を踏んでいるか、また、必要書類がそろっているかを審査するのです。まして今回は、宗教法人の名称を変更するだけの申請であり、行政文書開示決定通知書に書かれたような実質的な「検討」や「率直な意見の交換」あるいは「意思決定」といった性格のものではありません。全てを開示しても、今後の認証業務に支障があるとは到底考えられません。

実際、文化庁文化庁宗務課発行の「宗教法人運営のハンドブック」は宗教法人の運営に関する規則変更について「２段階の手続が必要です」と説明し、「まず、法人内部の手続があります。法人内部の規則変更手続をどのように定めるかは、各法人の自主性に委ねられており、それぞれの規則でその手続を定めることになっています」と述べています。

この第１段階に関する法令としては宗教法人法２６条「宗教法人は、規則を変更しようとするときは、規則で定めるところによりその変更のための手続をし、その規則の変更について所轄庁の認証を受けなければならない」を紹介しています。

第２段階については「法人内部の規則変更の手続が完了したら、法人は、所轄庁に対し認証のための申請手続をとらねばなりません。そのためには、「規則変更認証申請書」に「変更しようとする事項を示す書類」、「規則の変更の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類」などを添えて所轄庁に提出することが必要です」と述べています。これに関してハンドブックは宗教法人法の以下を引用しています。

２７条 宗教法人は、前条第１項の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書及びその変更しようとする事項を示す書類２通に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

一 規則の変更の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類

２８条 所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、第１４条第１項の規定に準じ当該規則の変更の認証に関する決定をしなければならない。

一 その変更しようとする事項がこの法律その他の法令の規定

に適合していること。

二 その変更の手續が第26条の規定に従ってなされていること。

30条 宗教法人の規則の変更は、当該規則の変更に関する認証書の交付に因ってその効力を生ずる。

審査請求人が平成29年8月14日に行った正式な対面取材に対して、文化庁宗務課の担当者は「基本的に、宗教法人の名は宗教活動と連動しているので、あまりこちらから何か言うことはない」「めったにないが、同じ名称で同じ住所という場合は登記が受け付けられない可能性はある（ので指導する）」と回答しています。つまり、名称変更の事案に関して「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」等が生じる状況は考えられません。

そもそも宗教法人の規則変更に関する文化庁の専決者は文化部長であり、文化庁長官や文部科学大臣ではありません。宗務課が属する文化部のレベルで決裁できるものです。極めて高度な判断を要する業務ではなく、所定の要件を満たしていれば認証しなければならない業務ですから、どのように対応すべきかに関する情報が「今後の認証業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」等は到底あり得ません。

以上をまとめますと、今回の行政文書開示決定通知書に対しては3点の不服があります。すなわち、①「開示対象となり得る文書が膨大」（通知／29庁文第3号）であるにもかかわらず、わずか2点の文書を開示し、その文書の不開示とした部分に関して理由を示すことによって、他に存在する文書の存在を隠そうとしている、②開示しなかった文書に関して理由の付記がない、③宗教法人の規則変更は極めて事務手続的な審査であり、しかも今回は単に名称変更に関する申請であるため、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」等の指摘は当てはまらない、というものです。

よって、請求した全ての行政文書（電磁的記録を含む）の開示を求めます。

（2）意見書

ア 文化庁作成の「理由説明書」（下記第3。以下同じ。）における「審査請求の趣旨及び理由に対する反論」についての反論

（ア）請求文書1について

繰り返しますが、審査請求人が開示を求めたのは「平成10年から平成27年までの間、文化庁宗務課及び関係部署の職員が、特定宗教法人の職員又は代理人その他関係者と面談した事実に関する全ての記録」です。その長期間において、対象文書が特定年月日C付

「報告書」と特定年月日D付「申請書」だけというのは、にわかには信じられません。

文化庁の理由説明書「（中略）特定に時間を要したものである」と「その結果（中略）」の間の論理は飛躍しています。面談した事実に関する記録は外に一切ない、という意味なのか、曖昧です。複数あるいは多数あるにもかかわらず、開示することにした対象文書が2点だけだったと読めてなりません。

実際、理由説明書は「対象文書は上記（1）で述べたように開示した文書以外にもあったものである」と認めています。

（イ）請求文書2について

文化庁の理由説明書に「「全てを開示しても」とは何を指すのかは不明確だが」とあるが、「全て」が請求文書2の全てを意味することは改めて説明するまでもありません。

この理由説明書の「名称変更の規則変更は、宗教活動と関連して変更されることが多いので、これに関連する情報も入手することになるから、このような情報を公にした場合（中略）」とあります。宗教活動に関連する情報が公開できないというのであれば、その部分だけを黒塗りすればいいだけの話です。

理由説明書は続けて「インターネット上で拡散される事態」に触れています。そもそも情報公開とはそれも前提で、国民の知る権利を追求しようというものであるはず。インターネット云々に言及することは、開示しない理由をことさら過大に強調しようとしているように思えます。

（ウ）請求文書3について

上記（ア）及び（イ）で反論したとおりです。

イ 文化庁作成の「理由説明書」における「一部不開示を相当と考える理由」に対する意見

下記第3の3のいずれも、審査請求書で述べたように関連法令の条文を引き写したにすぎず、具体的な理由の付記がなされていません。

ウ 追記

法1条は「（中略）政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」と定めています。しかしながら、処分庁の対応はこの精神に逆行するものです。

どうしても開示できない箇所に限っては、黒塗りの措置もやむを得ない場合があるかもしれません。ただし、そこには法1条の趣旨をどこまで遵守できるかという葛藤があるべきです。上記ア（ア）で指摘したような「文書隠し」の疑念を持たせる行為や安易な不開示が認め

られれば、法は空文化してしまいます。

その意味で、今回の諮問事件は極めて重大な意味を持つと考えています。情報公開・個人情報保護審査会の皆様におかれましては、どうか法の原点に照らしてのご判断をお願いいたします。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問に当たっての判断

本件対象文書については、原処分を維持し、一部不開示が相当と考える。

2 審査請求書中の「イ 審査請求の趣旨及び理由」に対する反論

審査請求人が主張する審査請求の趣旨及び理由について、反論を要す点について反論する。

(1) 請求文書1に関して(第2の2(1)イ(ア))

審査請求人は「開示対象は実際に開示された上記第2の2(1)アの①の報告書だけではなく、他に膨大な行政文書が存在するはずです」と主張している。しかし、開示対象の行政文書が膨大だったわけではなく、平成29年4月5日付け「開示決定等の期限の特例規定の適用について(通知)」でも述べたとおり、開示対象となり得る文書が膨大だったのである。具体的には、文書が特定宗教法人のものに限らず、平成10年から平成27年までの間の宗教法人への対応に関する記録があり、それを確認したため、膨大だったのである。また、特定宗教法人の記録の中にも、例えば、特定団体からの多数の申入書などの文書があり、特定に時間を要したものである。その結果、対象文書が特定年月日C付で文化庁宗務課長が特定地裁特定支部に提出した「報告書」(文書1。以下、第3において「報告書」ともいう。)、文部科学大臣等に行った説明の資料(文書2)、法務省への照会文書(文書3)及び特定年月日D付宗教法人規則変更認証申請書(文書4。以下、第3において「申請書」ともいう。)であり、そのうち開示を可とする文書が報告書及び申請書だったのである。

また、「特定回、宗務課が特定宗教法人関係者に面接して活動状況を聴取した旨の文章があり、この聴取に関する記録があることは明白です。」と主張しているが、報告書は、その冒頭に記載があるとおり、それぞれの時期の担当職員から聴取した結果や申入書等を基に作成したものであって、報告書以外の記録はない。

(2) 請求文書2に関して(第2の2(1)イ(イ))

審査請求人は「今回は、宗教法人の名称を変更するだけの申請であり」「全てを開示しても、今後の認証業務に支障があるとは到底考えられません。」と主張する。「全てを開示しても」とは何を指すのか不明確だが、宗教法人が規則を変更する際には、宗教法人法上「その変更しようとする事項がこの法律その他の法令の規定に適合していること」及

び「その変更の手続が26条の規定にしたがってなされていること」を審査しなければならないとされている。名称変更も通常の規則変更と同じ審査が行われるため、審査の際には、同審査に関連する法人の情報を入手するとともに、名称変更の規則変更は、宗教活動と関連して変更されることが多いので、これに関連する情報も入手することとなることから、このような情報を公にした場合、特定宗教法人の宗教活動に関連する公となっていない内部情報等を開示することとなる。そうすると、特定宗教法人の他者に知られたくない内部情報等がインターネット上で拡散される事態や、宗教法人との信頼関係を損なうことにつながる事態が想定され、特定宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び今後の認証業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

なお、この点は、平成30年1月31日付け平成29年度（行情）答申第450号において、情報公開・個人情報保護審査会に認められている。

(3) 請求文書3に関して（第2の2（1）イ（ウ））

審査請求人は「開示対象となり得る文書が膨大」とありますから、そこに含まれるものがこの申請書1点だけということはありません」と主張するが、対象文書は上記（1）で述べたように開示した文書以外にもあったものである。

また、「宗教法人の規則変更は極めて事務手続的な審査である」と主張するが、名称変更も通常の規則変更と同様、審査の際には、同審査に関連する法人の情報を入手するとともに、名称変更の規則変更は、宗教活動と関連して変更されることが多いので、これに関連する情報も入手することとなること等は上記（2）で述べたとおりである。

3 一部不開示を相当と考える理由

(1) 文書1について

報告書中の事件番号及び個人名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当であると考ええる。団体名及び団体の略称は、団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、同条2号イに該当し、不開示としたことは妥当であると考ええる。

(2) 文書2及び文書3について

特定宗教法人から名称を「特定名称」に変更したい旨の規則変更認証を申請された際に、文部科学大臣等に行った説明の資料については、国の機関の内部における検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条5号に該当し、また、公にすることにより、争訟に係る

事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、同条6号口にも該当する。さらに、宗教法人が規則を変更する際には、宗教法人法上「その変更しようとする事項がこの法律その他の法令の規定に適合していること」及び「その変更の手続が26条の規定にしたがってなされていること」を審査しなければならないとされており、名称変更も通常の規則変更と同じ審査が行われるため、審査の際には、同審査に関連する法人の情報を入手するとともに、名称変更の規則変更は、宗教活動と関連して変更されることが多いので、これに関連する情報も入手することとなることから、このような情報を公にした場合、特定宗教法人の宗教活動に関連する公となっていない内部情報等を開示することとなる。そうすると、特定宗教法人の他者に知られたくない内部情報等がインターネット上で拡散される事態や、宗教法人との信頼関係を損なうことにつながる事態が想定され、特定宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び今後の認証業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、同条2号イ及び6号柱書きに該当する。これらの理由から、不開示としたことは妥当であると考ええる。

法務省への照会文書については、当該事案に関して将来訴訟が提起された場合における対応について、法的観点からの助言を求める予防司法支援制度に基づく照会情報及びそれに対する回答情報が含まれるところ、これらは、国の機関の内部又は相互間における検討若しくは協議に関する情報であって、これを公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条5号に該当し、また、同情報は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、同条6号口にも該当するとともに、さらに、これを公にすることにより、今後、行政庁において、法務省への照会を差し控えるなど、予防司法支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同号柱書きにも該当することから、不開示としたことは妥当であると考ええる。

(3) 文書4について

申請書中の法人の印影及び電話番号については、法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イにより、不開示とする。宗教法人規則変更認証申請書に添えて提出された新規則の全文中の責任役員の氏名については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため、同条1号により、不開示としたことは妥当であると考ええる。宗教法人規則変更認証申請書並びに宗教法人規則変更認証申請書に添えて提出された規則変更事項（変更条項の全文）及

び新規則の全文以外の文書については、法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、同条2号イにより、不開示としたことは妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年4月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月21日 審議
- ④ 同年6月4日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年7月9日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、5号並びに6号柱書き及びロに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象文書の外にも本件請求文書に該当する文書があるとして原処分の取消しを求めるとともに、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の妥当性について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件請求文書は、いずれも特定宗教法人に係る文書に関するものであるところ、特定宗教法人を含めた宗教法人に係る施策を所掌している宗務課において対象文書を探索し、文書1ないし文書4が請求文書に該当するとして特定したところである。

イ 審査請求人は、文書1の内容を踏まえると、特定年月日Aから特定年月日Bまでの間に少なくとも特定回、特定宗教法人と面接して活動状況を聴取しているため、この聴取に関する記録があることは明白である旨主張している。

しかしながら、文書1は、当時の担当職員から聴取した結果等を基に作成したものであり、当時の担当職員が聴取した記録自体は保有していない。また、上記聴取以外の面談記録についても、保有していない。

なお、宗務課の宗教法人等との面談記録は、保存期間が1年未満であり、本件請求は、平成10年から平成27年までの期間の面談に係る文書を対象としているので、開示請求時点（平成29年3月3日）において、保存期間は満了していることとなる。

ウ 文書2及び文書3は、特定宗教法人から文化庁に対しての名称変更に係る規則変更の認証申請についての相談や当該相談に係る事項等の記載があることから、請求文書2に係る対象文書として特定したところであり、特定宗教法人の名称変更に係る規則変更の認証申請に関して、特定宗教法人からの電話・郵便・ファックス・メールなどの記録自体は保有していない。

エ 審査請求人は、理由説明書の「多数の申入書などの文書があり、特定に時間を要し、その結果、対象文書が文書1ないし文書4となり、そのうち開示を可とする文書が文書1及び文書4だったのである」とした記載について、意見書において、「複数あるいは対象文書が多数あるにもかかわらず、開示することにした対象文書が2点だけだったと読め」る旨主張する。

これについては、本件請求文書に該当する文書は、飽くまで文書1ないし文書4のみであり、そのうち文書2及び文書3は全部不開示とし、文書1及び文書4を一部開示としたという趣旨である。

オ 諮問に際して、念のため、行政文書ファイル管理簿を改めて検索するとともに、宗務課の執務室及び書庫等を探索したが、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁の上記(1)の説明に、特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められないことから、文化庁において、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているということとはできない。

3 不開示情報該当性について

(1) 文書1について

ア 文書1は、文化庁宗務課が特定地裁特定支部に提出した報告書であり、不開示部分は、①事件番号、②個人名及び③団体名（団体の略称を含む。）であることが認められる。

イ 上記①について

上記①は、特定の訴訟の事件番号であり、当該部分が公にされた場合、訴訟記録の閲覧を請求することにより訴訟当事者である個人を特定できることとなることから、法5条1号本文前段に規定する情報に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法6条2項による部分開

示の余地もない。

したがって、上記①は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記②について

(ア) 上記②は、個人の氏名であり、法5条1号本文前段に規定する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることが認められる。そこで、下記(イ)を除く部分の公表慣行について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し確認させたところ、当該部分は公表されていないとのことであるので、同号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、上記②のうち下記(イ)を除く部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) しかしながら、別表の番号1に掲げる部分については、既に開示されている部分から容易に推認することができ、自ずと明らかになる情報であるから、法5条1号ただし書イに該当するといわざるを得ない。

したがって、別表の番号1に掲げる部分は法5条1号に該当せず、開示すべきである。

エ 上記③について

上記③(別表の番号2に掲げる部分)は、団体名(団体の略称を含む。)であるものの、既に開示されている部分から容易に推認することができ、自ずと明らかになる情報であるので、これを公にしても、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、別表の番号2に掲げる部分は法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

(2) 文書2について

ア 文書2は、文部科学大臣等説明資料であり、その全てが不開示とされていることが認められる。

イ 審査請求人は、宗教法人の規則変更は極めて事務手続的な審査であるので、今後の認証業務に支障があるとは考えられない旨主張するところ、諮問庁は、規則変更の認証業務は、宗教法人法により、当該業務に係る法律その他の法令の規定に適合していることなどを審査しなければならないので、必然的に宗教活動に関連する情報も入手することとなる旨説明する。

そこで、当審査会において、文書2を見分したところ、文書2は、

特定宗教法人からの名称変更に関する認証申請（規則変更）に係る経緯及び対応方針案が記載された資料であり、当該資料には、特定宗教法人の宗教活動に関連する公となっていない内部情報等の記載が認められる。

そうすると、文書2を公にした場合、特定宗教法人の公となっていない内部情報等を開示することとなり、これらがインターネット上で拡散される事態も想定され、特定宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

ウ したがって、文書2は法5条2号イに該当し、同条5号並びに6号柱書き及びロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 文書3について

ア 文書3は、法務省への照会文書であり、その全てが不開示とされていることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

文書3は、将来訴訟が提起された場合における対応についての法的観点からの助言を求める文書である。これを公にすると、争訟における国側の対応方針及び検討内容等が推察され、今後の争訟に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

ウ 当審査会において、文書3を見分したところ、将来訴訟が提起された場合における対応についての法的観点からの助言を求める文書であることが認められる。

そうすると、文書3を公にした場合、争訟における国側の対応方針及び検討内容等が推察され、今後の争訟に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

エ したがって、文書3は法5条6号ロに該当し、同条5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 文書4について

ア 文書4は、特定宗教法人が申請した宗教法人規則変更認証申請書であり、不開示部分は、①特定宗教法人の印影、②特定宗教法人の電話番号、③宗教法人規則変更認証申請書の1枚目中の「添付書類」欄のうち「規則変更事項（変更条項の全文）」及び「新規則の全文」を除く部分、④添付書類（「特定宗教法人規則変更事項」及び「規則」を除く。）及び⑤添付書類のうちの「規則」中の責任役員の氏名であることが認められる。

イ 上記①について

上記①は、当該認証申請書（文書４）の記載内容が真正なものであることを証する機能を有するためのものであり、これにふさわしい形状をしているものと認められることから、これを公にすると、偽造による悪用等、特定宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記①は法５条２号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記②について

上記②は、特定宗教法人の電話番号であり、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該電話番号の公表状況を確認させたところ、公にされていないとのことであり、これを覆すに足りる事情も認められないことから、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用され、特定宗教法人の業務に支障を及ぼすなど、特定宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記②は法５条２号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 上記③について

上記③（別表の番号３に掲げる部分）は、宗教法人規則変更認証申請書の１枚目中の「添付書類」欄のうち「規則変更事項（変更条項の全文）」及び「新規則の全文」を除く部分である。

当該部分については、その性質上、容易に推定できるものであると認められ、また、特定宗教法人の内部情報とまではいえないと考えられることから、これを公にしても、特定宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

したがって、別表の番号３に掲げる部分は法５条２号イに該当せず、開示すべきである。

オ 上記④について

（ア）当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記④は、他人に知られたくない特定宗教法人の内部情報であり、これを公にした場合、特定宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

（イ）当審査会において、上記④を見分したところ、添付書類（「特定宗教法人規則変更事項」及び「規則」を除く。）であるところ、各標題を除く部分は、特定宗教法人の内部情報であることが認められる。

そうすると、上記④のうち各標題を除く部分については、他人に知られたくない特定宗教法人の内部情報であるとする諮問庁の説明は首肯できるので、これを公にした場合、特定宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

しかしながら、上記④のうち標題部分（別表の番号4に掲げる部分）は、上記エと同様の理由により、これを公にしても、特定宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

（ウ）したがって、別表の番号4に掲げる部分は5条2号イに該当せず、開示すべきであるが、上記④のうち各標題を除く部分は同号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

カ 上記⑤について

上記⑤は、添付書類のうちの「規則」中の責任役員の氏名であり、法5条1号本文前段に規定する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることが認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該責任役員の氏名の公表状況を確認させたところ、公にされていないとのことであるので、同号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、上記⑤は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、5号並びに6号柱書き及びロに該当するとして不開示とした決定については、文化庁において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別表に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び6号ロに該当すると認められるので、同条5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表に掲げる部分は、同条1号及び2号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

（第5部会）

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙 1 (本件請求文書)

- 請求文書 1 平成 10 年から平成 27 年までの間、文化庁宗務課の担当者及び関係部署の職員が、特定宗教法人の職員又は代理人（顧問弁護士）その他関係者と面談した事実に関する全ての記録（電磁的記録を含む）。行政文書ファイルに入っていない場合、文部科学大臣をはじめ文化庁内で共有したメモ、パソコンあるいはサーバー内に保存している関連資料も含む。
- 請求文書 2 平成 10 年 1 月から平成 27 年 6 月までの間、特定宗教法人は文化庁に対して複数回、名称を「特定名称」と変更したい旨を電話などの口頭、あるいは郵便・ファクス・メールなどの文書を通じて伝えている。その規則変更認証の件に関して、文化庁がその都度作成し、保存している全ての文書、図画および電磁的記録など。行政文書ファイルに入っていない場合、文部科学大臣をはじめ文化庁内で共有したメモ、パソコンあるいはサーバー内に保存している関連資料も含む。
- 請求文書 3 平成 25 年 1 月から平成 27 年 6 月までの間に作成された、特定宗教法人から「特定名称」への名称変更に関する請求文書 1 と請求文書 2 以外の全ての記録。行政文書ファイルに入っていない場合、文部科学大臣をはじめ文化庁内で共有したメモ、パソコンあるいはサーバー内に保存している電磁的記録など。庁外から受けた連絡のメモなども含む。

別紙 2 (本件対象文書)

文書 1 報告書

文書 2 文部科学大臣等説明資料

文書 3 法務省への照会文書

文書 4 宗教法人規則変更認証申請書

別表（開示すべき部分）

1 番号	2 文書番号	3 頁番号等	4 開示すべき部分
1	文書 1	6 頁及び 7 頁	6 頁の下から 5 行目の不開示部分 7 頁の上から 3 行目の不開示部分
2	同上	1 頁, 5 頁及び 7 頁	1 頁の上から 1 1 行目, 1 2 行目及び 1 5 行目の不開示部分 5 頁の上から 3 行目及び 4 行目の不開 示部分 7 頁の上から 1 5 行目及び下から 1 行 目の不開示部分
3	文書 4	1 枚目	「添付書類」欄のうち「規則変更事項 (変更条項の全文) 及び「新規則の全 文」を除く部分
4	同上	2 枚目, 3 枚目及 び 1 5 枚目	各標題部分